

お知らせ なんたん



第53号(3の1)平成20年3月28日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・資源ごみ集団回収事業実施「団体登録」申請は年度ごとに
・自動車税・自動車取得税の減免申請は5月26日まで
・軽自動車税の減免申請は4月23日まで
- 【裏】・美山・第23回大野ダムさくら祭り開催のご案内
・「節句の山のぼり」に参加しませんか
・9ちゃんねる番組表(4月1日~15日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・4月から家族介護用品支給制度が変わります
・4月の乳幼児健診日程表
・「手話教室・入門」講座の受講者募集
・「ふないサロン」で学びませんか
・有料広告を募集します
・そのべBIGマーケット出店者を募集します
・公立南丹病院 看護師・助産師の募集
- 【裏】・「オカリナでさくら満開コンサート」を開催します
・遊youひよし「ビデオ上映会」のお知らせ
・南丹市八木公民館「英会話教室」受講生募集
・平成20年度八木公民館講座『南丹大学』学生募集
・ランナーにご声援をお願いします
・普通救命講習会(I)を開催します
・京都府立口丹波勤労者福祉会館からのお知らせ
・丹波自然運動公園からのお知らせ

3の3枚目(青色)

- 【表】・「第28回京都府女性の船」の参加者を募集します
・『お父さんたちのお話し会 VOL. 4』開催のお知らせ
・平成21年1月、上場会社の株券が電子化されます
・<そのべ地域版お知らせ>

資源ごみ集団回収事業実施「団体登録」申請は年度ごとに

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、南丹市内で資源ごみ(古紙および古布)の集団回収を市要綱に基づき自主的に実施する団体に対し、報奨金を交付しています。報奨金の交付を受けるには、「団体登録」を済ませていただき、その後、報奨金交付申請をしていただくこととなります。登録以前の回収活動は、報奨金交付対象となりません。また、登録は年度ごとに必要となります。

平成20年度の団体登録はできるだけ4月1日(火)から5月30日(金)までに団体登録申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 環境課 生活衛生係 TEL 68-0015

自動車税・自動車取得税の減免申請は5月26日まで

心身に障がいのある方で一定の要件に該当する場合、申請により自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。申請は4月1日(火)から5月26日(月)までです。京都府南丹広域振興局 税務室(亀岡総合庁舎内)で申請の受付・相談を受けます。下記の日程のみ同広域振興局 園部地域総務室(園部総合庁舎内)でも臨時窓口を開設します。

申請内容によっては、市役所社会福祉課または各支所健康福祉課で使用状況などの確認が必要な場合があります。要件・申請方法や不明な点は下記へお問い合わせください。

<臨時窓口の開設>

実施日時	実施場所
4月23日(水)	南丹広域振興局 園部地域総務室 (園部総合庁舎内)
5月14日(水)	
5月21日(水)	

◇申請・問合せ先 京都府南丹広域振興局 税務室(亀岡総合庁舎内)
TEL (0771) 22-0330

軽自動車税の減免申請は4月23日まで

4月は軽自動車税の納付月です。4月1日現在、障害者手帳などの交付を受けておられる方で、下記の(1)~(4)のいずれかに該当される方は、申請をしていただくことにより、1台のみ軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、自動車税の減免を受けられている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を申請される方は、税務課または各支所地域総務課窓口へ減免申請書を用意していますので、納税通知書がお手元に届いた後、4月23日(水)までに必ず提出してください。期限内の提出ができない場合には、期限までに税務課または各支所地域総務課へご相談ください。

なお、昨年度に減免を受けておられる方については、納税通知書と同時期に納税義務者あてに申請書を送付させていただきます。

●必要書類 納税通知書(納付書)、減免申請書、車検証、障害者手帳等、免許証、印鑑

(1) 身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1~4級までの各級	
聴覚障害	2~4級までの各級	
平衡機能障害	3・5級	
音声機能障害	3級(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1~3級までの各級	
下肢不自由	1~6級までの各級	
体幹不自由	1~3級までの各級および5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1~3級
	移動機能	1~6級までの各級
心臓機能障害	1・3級および4級	
じん臓機能障害	1・3級および4級	
呼吸器機能障害	1・3級および4級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1・3級および4級	
小腸の機能障害	1・3級および4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~4級までの各級	

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度
視覚障害	特別項症~第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症~第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症~第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症~第2項症までの各項症(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症~第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症~第6項症までの各項症および第1款症~第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症~第6項症までの各項症および第1款症~第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害	特別項症~第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症~第3項症までの各項症

(3) 療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度の障がいを持つ方

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障がいを持つ方

※なお、障がいのある方と生計を一にされている方が障がいのある方のために運転される場合および、障がいのある方などのみの世帯の介護を常時されている方が障がいのある方のために運転される場合でも、軽自動車税の減免の対象となることがあります。詳しい条件については、税務課または各支所地域総務課にお問い合わせください。

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004 FAX 63-0653
Eメール zeimu@city.nantan.kyoto.jp

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。